

さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 25日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第31号

さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則（平成14年さいたま市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(特定民間再開発事業認定の申請手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る事業（以下この項において「事業」という。）の施行地区（以下この項において「施行地区」という。）内の土地所有者又は借地権者の当該事業に対する同意を得たことを証する書類（施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共有することとなる者にあつては、その者が当該共有に対し同意していることが明らかであるもの）</p> <p>(2) 施行地区内の土地の登記事項証明書の写し（借地権について登記がされていない場合においては、借地権設定契約書の写しその他の借地権が存することを証する書類）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 事業に係る中高層耐火建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項に規定する確認済証の写し</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(地区外転出事情認定の申請手続)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、年齢又は身体上の障害を証する書類及び同居を常況とする者については、そのことを証する書類を添付しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">(特定民間再開発事業認定の申請手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る事業（以下この項において「事業」という。）の施行地区（以下この項において「施行地区」という。）内の土地所有者又は借地権者の当該事業に対する同意書（当該土地所有者又は借地権者の記名押印のあるものに限り、施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共有することとなる者の同意書にあつては、その者が当該共有に対し同意していることが明らかであるもの）</p> <p>(2) 施行地区内の土地の登記事項証明書（借地権について登記がされていない場合においては、借地権設定契約書その他の借地権が存することを証する書類）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 事業に係る中高層耐火建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(地区外転出事情認定の申請手続)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、住民票の写し、戸籍謄本、身体障害者手帳の写しその他の年齢又は身体上の障害を証する書類及び同居を常況とする者につい</p> |

様式第1号（第2条関係）（裏）

備考

1～8 [略]

様式第2号（第3条関係）

地区外転出事情認定申請書

[略]

備考

1・2 [略]

ては、そのことを証する書類を添付しなければならない。

様式第1号（第2条関係）（裏）

備考

1～8 [略]

9 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印すること。

様式第2号（第3条関係）

地区外転出事情認定申請書

[略]

備考

1・2 [略]

3 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印すること。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

申 請 取 下 げ 書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申請者 住 所
氏 名

次の

| |
|--------------------------|
| 特定民間再開発事業認定 地区外転出事情認定 |
|--------------------------|

 申請を取り下げます。

受付年月日及び番号

年 月 日 第 号

備考

申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。